

令和9年度 奨学生・就学生 募集要項

～島根県育英会は あなたの学びを応援します～

この事業は、向上心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の大学生等に奨学金、就学資金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするもの

【奨学生】

- 月額で貸与します・・・無利子です
- 貸与月額は、3万円から7万円まで、1万円単位で選ぶことができます
- 返還は、卒業後6か月を経過した翌月から開始です
- 日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金、第一種奨学金（貸与型・無利子）との併用が可能です
- 兄弟姉妹で同時利用が可能です

【就学生】

- 入学時の一時金として貸与します・・・有利子です
- 貸与額は、30万円から100万円まで、10万円単位で選ぶことができます
- 入学前でも合格を確認後、お貸しすることができます
- 返還は、卒業の翌月から始まり、返還期間は10年間

●いずれも応募できる方は、島根県出身者です

島根県出身者とは、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

- ① 島根県内に住所を有した期間が通算して5年以上ある場合
- ② 父母またはこれに準ずる人の住所が島根県内にある場合
- ③ 上記①または②に準ずるものとして育英会において特に認めた場合

I 奨学生

1 募集人員 48名程度

(うち、中筋給付特待生2名、大谷奨学生3名)

2 応募資格

島根県出身者で、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・高等専門学校（4年生以上に限る）・専修学校（専門課程に限る）に、令和9年度に進学しようとする人または在学している人。

ただし、次の(1)~(4)のいずれかに該当する場合は応募することができません。

- (1) 貸与を受けようとする期間が2年未満の場合
- (2) 島根県育英会の奨学金（高等学校等奨学資金は除く）の貸与を受けたことがある場合
- (3) 外国大学の日本分校に進学または在学する場合
- (4) 通信制の学部、別科に進学または在学する場合

(ただし、別科は応募可能な場合があります。事前にお問い合わせください。)

3 貸与月額

3万円から7万円のうち、1万円単位で選択

4 日本学生支援機構（JASSO）との併用について

給付奨学金、第一種奨学金（貸与型・無利子）との併用が可能です。ただし、第一種奨学金（貸与型・無利子）との併用の場合は、島根県育英会の奨学金は3万円、4万円、5万円から選択すること。

5 貸与期間

令和9年4月から入学（転・編入学を含む）または在学する大学等の最短修業年限の最終月まで。ただし、大学院生は2年間を限度。

6 奨学金の返還

奨学金は無利子です。貸与終了後（卒業後）6か月を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内に、年賦、半年賦、月賦等により金融機関の口座引き落としの方法で返還していただきます。なお、全部または一部をいつでも繰り上げて返還することができます。

7 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金の貸与の休止、停止、または取り消しをすることがあります。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき

8 中筋給付特待生と大谷奨学生

【中筋給付特待生】

平成15年に株式会社中筋組様からのご寄付により設けられた制度で、それ以降現在まで、中筋グループ様から毎年のご寄付をいただき継続されています。

学業成績が特に優秀で、経済的理由により修学が困難であると判定された2名を「中筋給付特待生」として採用します。この特待生に選ばれた人は、本人が当初希望した貸与月額の内、3万円が給付金に切り替わり、残額の貸与金のみを卒業後返還することになります。

【大谷奨学生】

平成20年に浜田市の故大谷重友様からのご寄付により設けられた制度で、奨学生の採用の枠が広がりました。令和7年には、その志を引き継がれた大谷仁志様からご寄付をいただいたことにより、さらに採用枠が広がり、学業成績が特に優秀で、経済的理由により修学が困難であると判定された石見地区出身者を優先し、3名を「大谷奨学生」として採用します。

Ⅱ 就学生

1 募集人員 30名程度

2 応募資格

島根県出身者で、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・高等専門学校（4年生以上に限る）・専修学校（専門課程に限る）に、令和9年度に入学（転・編入学）しようとする人。

ただし、次の(1)~(2)のいずれかに該当する場合は応募することができません。

(1) 外国大学の日本分校に進学または在学する場合

(2) 通信制の学部、別科に進学または在学する場合

（ただし、別科は応募可能な場合があります。事前にお問い合わせください。）

3 就学資金の貸与額

30万円から100万円のうち、10万円単位で選択

4 貸与時期

大学等学校の入学前に合格を確認後、または、進学後に随時一括貸与します。ただし、学校に入学しなかった場合は速やかに全額返還していただきます。

5 返還開始時期

返還は、入学した学校の最短修業年限の最終月の翌月（卒業の翌月）から返還開始となります。

6 就学資金の返還額と返還方法

就学資金は有利子です。返還開始月（卒業の翌月）から毎月元利均等償還で10年間、金融機関の口座引き落としの方法で返還していただきます。

○100万円貸与の人は毎月1万円ずつ10年間（120回）返還→120万円

○50万円貸与の人は毎月5千円ずつ10年間（120回）返還→60万円

○30万円貸与の人は毎月3千円ずつ10年間（120回）返還→36万円等

なお、繰り上げ返還は、返還未済額の金額を一括返還する場合があります。

Ⅲ 申込手続き等

1 願書受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）までとします。

（令和8年10月30日17時までに持参したもの、または郵送の場合で同日までの消印があるものは受け付けます。）

ただし、高等学校卒業見込者（過年度卒業者で進学していない人を含む）及び高等専門学校の在学者は、**在学または出身の高等学校等の受付締切日までに**高等学校等へ提出してください。

2 出願手続き

(1) 高等学校卒業見込者または過年度卒業者及び高等専門学校の在学者

提出先	在学または出身の高等学校等
提出書類	① 奨学生・就学生願書（＜願書－1～3＞ページ） ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和8年度所得課税証明書」（令和7年1月～令和7年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの） ③ 高等学校長の証明する調査書（開封無効）

(2) 大学・短期大学・大学院・専修学校の在学者（就学生の場合は、他の大学等に入学（転・編入学）しようとする人）または卒業者

提出先	〒690-0887 松江市殿町8番地3 鳥根縣市町村振興センター3階 公益財団法人鳥根県育英会
提出書類	① 奨学生・就学生願書（＜願書－1～3＞ページ） ② 市町村が発行する生計維持者（原則として父母〈2名〉）の「令和8年度所得課税証明書」（令和7年1月～令和7年12月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの） ③ 在学または卒業を証明する書類 ④ 学業成績証明書（開封無効、在学者は令和8年度前期までの成績） ⑤ 奨学生・就学生応募者調書（＜願書－4＞ページ）

(注) ①⑤の用紙は、所定のものを使用すること。（用紙は、育英会ホームページからダウンロード可能です。）

- (3) 大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学しようとする人は、上記(2)の③、④に代えて、大学入学資格検定合格成績証明書または高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書を提出してください。

【生計維持者とは】

生計維持者とは、日本学生支援機構の奨学金制度における定義に準拠しており、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指します。

- ・ 父母がいる場合は、原則として父母 = 2名
- ・ 「父又は母と死別している場合」や「父母の離婚等により、父又は母と生徒・学生が別生計となっている場合」は、生計維持者は父又は母のいずれか1名
- ・ 父母と死別又は父母が離婚し、生徒・学生が祖父母・おじおば等の2名以上の親族から経済的支援を受けている場合は主たる支援者1名

※生計維持者が1名のケースに該当する場合、必要に応じて事実関係が確認できる証明書類の提出を求められます。

※「生計維持者」に関して不明な点がありましたら、育英会にお問い合わせください。

【奨学金対象者の世帯収入等のイメージ（収入、所得の目安）】

世帯人数	家族構成	年間の総収入金額 (〇が会社員等)	年間の所得金額 (〇が自営業等)
2人世帯	本人、親 (〇)	1,166万円以内	893万円以内
4人世帯	本人、親 (〇)、親 (〇)、 兄弟姉妹1人	1,250万円以内	892万円以内
5人世帯	本人、親 (〇)、親 (〇)、 兄弟姉妹2人	1,334万円以内	958万円以内

※上記の数字はあくまでも目安です。

採用人数と応募状況により、世帯構成等によって目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。所得課税証明書ではわからない家計の状況は、＜願書 - 2ページ＞の「6 大学、専修学校等で学びたいこと及び貸与を希望する理由」欄に記入してください。

3 奨学生、就学生の選考及び決定

11月下旬の島根県育英会選考委員会において、応募者の人物、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考の上、育英会理事長が奨学生採用候補者、就学生を決定し、11月下旬～12月初旬に本人に通知します。選考の結果は、応募した人全員にその結果をお知らせします。また、高等学校を經由して応募した場合は、学校にもその結果をお知らせします。

4 決定後について

奨学生採用候補者

○「進学届」と入学または在学する学校の在学証明書を提出（令和9年4月）



○正式に「奨学生」として決定（令和9年4月）



○本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の連署による「奨学金返還誓約書（借用証書）」等を提出（令和9年5月）

就学生

○本人、第一連帯保証人、第二連帯保証人の連署による「就学資金返還誓約書（借用証書）」等を提出（決定後～令和9年5月）

○入学前貸与を希望する場合は、学校に合格したことがわかる「合格通知書」（学校が発行したもの）等を提出（決定後～令和9年5月）

○入学後は、「在学証明書」を提出（令和9年4月～5月）

5 奨学生、就学生の辞退の届出

奨学生・就学生願書提出後に大学等に進学しなかった等の理由で奨学生、就学生となる資格がなくなったときは、育英会に電話等でその旨を速やかに連絡してください。

（上記のような理由で奨学生、就学生に採用される資格がなくなったにもかかわらず、その旨を育英会に連絡しないで放置されますと、他の貸与希望者に大きな迷惑をかけることとなりますので、このような事態が生じたときは、直ちに育英会へ連絡をお願いします。）

6 その他

- (1) 島根県育英会の制度は、併用できます。
- (2) 島根県育英会の奨学生は、日本学生支援機構奨学金の給付型、一種（貸与型・無利子）との併用が可能です。ただし、一種との併用の場合は、育英会奨学金の貸与月額が3万円、4万円、5万円に限ります。
就学生の場合は、日本学生支援機構の二種との併用も可能です。

区 分		島 根 県 育 英 会				日 本 学 生 支 援 機 構		
		奨学生	maruko 給付特待生	就学生	学生会館 入寮生	貸与型一種	貸与型二種	給付型
島 根 県 育 英 会	奨 学 生		○	○	○	○	×	○
	maruko給付特待生	○		○	○	○	○	○
	就 学 生	○	○		○	○	○	○
	学生会館入寮生	○	○	○		○	○	○

島 根 県 松 江 市 殿 町 8 番 地 3
 島 根 県 市 町 村 振 興 セ ン タ ー 3 階
 郵便番号 690-0887

公益財団法人 **島 根 県 育 英 会**

TEL (0852) 28 - 1981

FAX (0852) 26 - 2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
 メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp



(様式1)

令和9年度 島根県育英会奨学生・就学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

願書記入日：令和 年 月 日

本人	〒 - 現住所	それぞれ自筆で記入してください。
	氏名	
第一連帯保証人 (保護者)	〒 - 現住所	
	氏名	
	(本人との続柄：)	

このたび、公益財団法人島根県育英会奨学金・就学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込めます。

また、家庭状況等は下記のとおり相違ありません。

記

1 本人の氏名等

氏名(フリガナ)	生年月日
.....	平成 年 月 日生

2 出身地(該当に○印) ※複数可

(1) 本人が島根県内に通算して5年以上居住
(2) 保護者が現に島根県内に居住
(3) その他(具体的に記入：)

3 本人の現況(願書記入日現在、a・b・cいずれか該当に○印をし、学校名等を記入してください。)

区分	学校名	卒業年
a 高等学校卒業見込	高等学校	令和9年3月卒業見込
b 高等学校過年度卒業	高等学校	年 月 卒業
c その他(該当に○)	ア 大学在学中 イ 短期大学在学中 ウ 大学院在学中 エ 高等専門学校在学中 オ 専修学校在学中 カ (ア～オ)を卒業 キ 大検・高等学校卒業程度認定試験合格 ク その他	

注 「c その他」に該当する方は、別紙奨学生・就学生応募者調書を提出してください。

4 令和9年度に入学、転・編入学または進級しようとする大学等について(第1希望を記入)

大学等名	学部・学科等名	最短修業年限	入学・進級の別	入学・進級の学年	合格発表日
大学等所在地 〒		年	a 入学 b 転・編入学 c 進級	学年	令和 年 月 日

5 利用する資金について(希望するものに○をつけてください。)

奨学金	貸与月額	3万円	4万円	5万円	6万円	7万円			
就学資金	貸与額	30万円	40万円	50万円	60万円	70万円	80万円	90万円	100万円

※願書の記入にあたっては、保護者・親権者欄以外は、すべて本人が記入してください。

6 大学、専修学校等で学びたいこと及び貸与を希望する理由を本人が自筆で記入（必須）

<p>〈学びたいこと〉</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
<p>〈貸与を希望する理由〉</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

7 家族状況について

連絡先（自宅TEL・本人、家族の携帯TEL等日中確実に連絡が取れる先について記入してください） 自宅TEL（ - - ） / 本人携帯TEL（ - - ） 家族（父・母・その他（ ））該当に○印 / 携帯TEL（ - - ）						
就学者以外	続柄	氏名	収入の種類	就労の有無	年齢	家族との居住
家族状況			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
			給与収入・公的年金収入・その他の収入	有・無		同居・別居
就学者	続柄	氏名	学校等の種類	設置者別	年齢	通学別
家族状況	本人		小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外
			小・中・高・高専・大学・専修(高等課程・専門課程)・その他()	国公立・私立		自宅・自宅外

※注1 同居・別居を問わず生計を一にする人全員を記入してください。家族のうち「生計維持者」は、「続柄」欄に○印をし、令和8年度所得課税証明書を添付してください。

※注2 「家族との居住」については、家族（生活の本拠地）と同居又は別居のうち、該当するものに○印をしてください。

※注3 災害等の被害を受けた世帯は、市町村役場で罹災証明書を取得し添付してください。

8 親権者、連帯保証人について

【親権者】（成年年齢は18歳です。）

親権者がそれぞれの欄に各自自筆で記入してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自筆で記入してください。

親権者又は後見人			
フリガナ		フリガナ	
氏名	(父) (後見人)	氏名	(母)
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
住所	〒 -	住所	〒 -
電話番号	(自宅) - -	電話番号	(自宅) - -
	(携帯) - -		(携帯) - -

【連帯保証人】

第一連帯保証人・第二連帯保証人予定者を記入してください。ただし、債務整理中（破産等）の方は、連帯保証人になれません。

- ① 第一連帯保証人は、本人の父母又はこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者を記入してください。（願書の1ページと同じ人です。）
- ② 第二連帯保証人は、第一連帯保証人とは生計が別で独立の生計を営む65歳以下（令和9年4月1日現在）の身元確実な成年者を記入してください。（同一住所、学生、66歳以上の人はなれません。）

※ 第一連帯保証人、第二連帯保証人を記入する前に、必ずその方の承諾を得る必要があります。ここに記入した第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、奨学金返還誓約書（借用証書）に届出済第一連帯保証人及び届出済第二連帯保証人として印字されます。住所、生年月日等を確認の上記入してください。奨学金返還誓約書（借用証書）の提出にあたっては、その方の署名捺印（実印）及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

第一連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -	
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係 (該当に○印)	1父 2母 3兄 4姉 5その他 ()	

第二連帯保証人	フリガナ		住所	〒 -	
	氏名			☎ (自宅) - - (携帯) - -	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日生	本人との関係	(具体的に記入)	

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用・不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

奨学生・就学生応募者調書

(高校卒業見込者及び過年度卒業者及び、高等専門学校の在学者は記入する必要がありません。)

氏名 (フリガナ)	生 年 月 日	性 別
	平成 年 月 日生	

1 本人の現況 [奨学生・就学生願書3 cその他欄で○印をした大学等の名称、学部、学科・課程、在学年、卒業・修了見込年次等また、現在学んでいることを具体的に記入してください。]

.....

2 進級・進学の違い (該当に○印をしてください。)

a 新たに大学等に入学または転・編入学の予定 (奨学生・就学生願書4欄に大学等名を記入すること)
b 現に在学する大学等 (上記1に記載) で進級の見込

3 奨学金貸与希望期間 (令和9年4月から卒業・修了までの最短修業年数。大学院は2年間が限度)
(就学資金の場合は記入不要)

年間

4 本人履歴 [最終学歴以降について、学歴・職歴・自宅研修・家事従事等空白期間のないように記入してください。]

平・令	年	月	()	学校卒業
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月
平・令	年	月	～	年 月

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人氏名 _____